

目 次

○第1号（1月10日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期の決定について	4
日程第 3 議案第1号 榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例について	4
日程第 4 議案第2号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第10号）	12
日程第 5 議案第3号 平成24年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計予算	14
閉 会	26

平成 2 5 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

第 1 号

1 月 1 0 日 (木)

平成25年第1回榛東村議会臨時会会議録第1号

平成25年1月10日（木曜日）

議事日程 第1号

平成25年1月10日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 議案第1号 榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 4 議案第2号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第10号）
 - 日程第 5 議案第3号 平成24年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	小山久利君	2番	山口宗一君
3番	小野関武利君	4番	松岡稔君
5番	南千晴君	6番	柳田キミ子君
7番	金井佐則君	9番	牧口又一君
10番	松岡好雄君	11番	星野孝佑君
12番	善養寺忠君	13番	岸昭勝君
14番	岩田好雄君	16番	高橋正君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	立見清彦君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	新藤彰君	住民生活課長	早川雅彦君
子育て・長寿支援課長	青木繁君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	村上和好君	建設課長	倉持直美君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	岩田健一君
生涯学習課長	星野勉君		

事務局職員出席者

事務局長	松下晴一	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

◎開会・開議

午前10時開会・開議

○議長（高橋 正君） 皆さんおはようございます。

改めまして、新年明けましておめでとうございます。平成25年第1回榛東村議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに第1回臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、新年を迎え、公私ともにご多用のところご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

昨年は、尖閣諸島国有化や竹島などの領有権問題で中国や韓国との間で紛争が生じ、今もなお解決が図れない状況となっております。

また、国内においては、TPP交渉参加・原発・被災地復興問題や社会保障と税の一体改革、選挙制度改革など多くの問題を抱え、民主党の野田総理大臣は11月16日に衆議院を解散、12月16日に実施された衆議院選挙では、民主党は大敗、自民党が圧勝し、12月26日に第96代安倍総理大臣が誕生し、自民・公明両党連立の第2次安倍内閣が発足いたしました。政治不信や低迷する経済対策、社会保障や外交問題など難問が山積する中で、安倍政権の手腕に期待が高まっています。

安倍政権では、緊急経済対策として、12兆円を超える平成24年度補正予算や平成25年度予算への公共投資の増額による経済再生を図るための予算編成や施策が進められております。

また、地方6団体では、一昨日、1月8日に安倍総理への要請活動を行い、その中で私は、依然として厳しい町村財政に関してですが、町村では少ない職員、議員数で精いっぱいの要請を行っております。それぞれの自治体がそれぞれの住民ニーズに沿った行政を行うためには、分権を行っていただくことはもとより、そのよりどころとなる財源を独自財源として確保することが何よりも必要であります。

したがって、25年度予算におきましては、地方税財源の充実、強化をお願いしたいとともに、地方団体にとって貴重な税の堅持をぜひお願いしたいと総理大臣に申してまいりました。

そしてまた、「地方経済の回復なくして日本経済の再生はない」と述べ、地域経済の活性化などを要望いたしました。

本村においても、平成25年度予算の編成が進められておりますが、議会としても自主財源の確保や保健や医療、福祉対策、高渋バイパスへのアクセス道路等の整備促進、教育施設の整備など、村の活性化や住民福祉の向上に向けた予算となるよう取り組んでまいりますので、村民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げ、挨拶といたします。

それでは、本臨時会に提案されます議案についてですが、既にお手元に配付されております議事日程にありますように、自然エネルギー発電事業に伴う特別会計設置条例の一部改正や一般会計補正予算、特別会計予算が主なものとなっております。

議員各位におかれましては、十分に審議願い、適正妥当な議決に達せられますようお願い申し上げます。

ます。

それでは、平成25年第1回榛東村議会臨時会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。

よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています。本日は阿佐見教育長及び清水学校教育課長が出張のため欠席したいとの届け出がありました。そのほか全員出席であります。

直ちにお手元に配付した日程に従い、本日の会議を開きます。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。10番松岡好雄君、11番星野孝佑君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第2 会期の決定について

○議長（高橋 正君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日10日の1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◇

◎日程第3 議案第1号 榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例について

○議長（高橋 正君） 日程第3、議案第1号 榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

松下事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 提案理由の説明を申し上げます。

電気事業による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第4条の規定による自然エネルギー発電事業の円滑な運営と榛東村農業用水維持管理基金の経理の適正を図るため、地方財政法第6条の規定に基づいて、榛東村自然エネルギー発電特別会計を設置するため、改正を行うものでございます。

議案書2ページに、榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例の案がございます。

なお、この条例につきましての関係条例は、例規集の861ページからとなっております。

それでは、ご説明申し上げます。

第1条から第10条は、そのまま、第10条の次に第1条を加えるものです。

加えるものにつきましては、（榛東村自然エネルギー発電事業特別会計の設置）とし、第11条第1項において、電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第4条の規定による自然エネルギー発電事業の円滑な運営と榛東村農業用水維持管理基金の経理の適正を図るため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条の規定に基づいて、榛東村自然エネルギー発電事業特別会計を設置する。

さらに、第2項で、前項に規定する特別会計においては、国庫支出金、県支出金、負担金、売電収入などの事業収入、使用料及び手数料、一般会計からの繰入金、前年度繰越金、農業用水維持管理基金債権引換収入をもってその歳入とし、自然エネルギー発電事業の建設費、管理費等の諸費をもってその歳出とするとしております。

附則では、この条例は、平成25年1月10日から施行するとしております。

以上です。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

1番小山君。

〔1番 小山久利君発言〕

○1番（小山久利君） 1番小山です。

この条例に対して、1項の経理の適正とあるんですが、農業用水の維持管理基金というのは、今まで経理が適正ではなかったんでしょうか。ちょっと文面に疑問を抱きまして、質問させていただきました。

○議長（高橋 正君） 萩原副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） これは今までのことを言っているんじゃないかと。しかし、今までのあれは出る一方で、入るものがない。出し入れがあって初めて経理が適正になるというふうに解釈をしているものであります。

以上です。

○議長（高橋 正君） 1 番。

〔1 番 小山久利君発言〕

○1 番（小山久利君） 続きまして、2 項のところで、諸収入が国庫支出金、県支出金、負担金、売電収入、使用料、手数料、一般会計繰入金、前年度の繰越金、農業用水維持管理基金債権引換収入とあるんですが、これだけの項目で収入が見込まれるのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 萩原副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 条例をつくるに当たって、そういうこともあり得ると想定されて、すべては文言として入れております。実際に当設置をお願いしておる条例においては、その部分の特に基金からの繰入金ですか、それだけが重立ったものであり、あと売電収入はそのままというふうな形がありますので、一応条例を制定するにはこういうふうな文言を入れていくというふうなことであります。

○議長（高橋 正君） 1 番。

〔1 番 小山久利君発言〕

○1 番（小山久利君） 一番のメインが一般会計の繰入金でございますが、もし資金が不足したら一般会計繰入金からの収入も見込むということによろしいのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 萩原副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 今も申しましたとおり、文言のあれなんで、一切一般会計からのあれは一応考えておりません。ただ、その中において、運用の中でどういうふうな形をとっていくかということになります。人件費の場合は、榛東村におかれる条例においては、給食特会なんかの場合は事業とあれは別々になっておりますけれども、人件費は一般会計でみて、そのまま入れ出しを行っているというふうな形をとっています。それで結局そういうような文言が入ってございます。

○議長（高橋 正君） ほかにございせんか。

5 番南さん。

〔5 番 南 千晴君発言〕

○5 番（南 千晴君） 第11条第2項の中に、債権引換収入等の諸収入をもってその歳入としとありますが、この債権引換収入とはどういったものなのか、まず1点ご説明いただきたいということ。

今提案理由の説明等、総務課長が行いましたが、特別会計の設置条例は会計課の所管じゃないかなと思うんですが、そこの説明もいただきたいということ。

歳出の部分、今回、最初が農業用水維持管理基金からお金を借りて、それを返していく、利子の返済等もという部分があるんですが、歳出のところにそっち側への返済の項目もちょっと入っていないんですが、その辺は入ってなくてもいいものなのか、それともきちんこの文面を入れなくてよい

のか。あとはこの部分、今どういうふうに返済を考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 1点目の農業用水維持管理基金債権引換収入でございますが、国債がありますよね。それと同じような考え方で、一応借りるのではなく、国債みたいなそういう形で証書をつくって出すということでございます。借りるのではないです。だから、国債と思ってもらって、その国債が国債じゃなくて、経済産業大臣が認定する、うちのほうで出すんですけれども、電気事業者みたいなそういうイメージを持ってもらえばいいと思いますけれども。

あと、それから、先ほど3点目に返済はないと言ったのは、当然返済はなくて、基金自体の減額はしていません。だから、借りる場合は繰りかえ運用と違いまして、あと借りるとかそういうことじゃなくて、債権ということで処理したいということでございます。

〔「あと所管は会計じゃないか」の声あり〕

○総務課長（立見清彦君） 一応うちのほうで特別会計をするために、会計課はあくまでも基金を管理している場所でございます。管理するところです。

以上です。返済はないということです。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前10時13分休憩

午前10時16分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 一応今議員の指摘の中で、会計課から要するにこの基金から借入をしてというふうなことがございましたけれども、借入じゃございません。運用で40円の固定価格買い取り制度という制度にのっとって発電を行うと。発電事業というふうなものと要するに基金の運用の部分で考えていただければわかると思います。したがって、金利は返すとか幾らとかというんじゃなくて、すべて上がったものはそこに入れていくと、そういうふうな形にできておる会計なんです、これは。非常に難しい部分もあると思うんですけれども、普通の榛東村がつくっている特別会計の場合は、給食特会があります。一般会計から人件費は払って、その他事業は別問題というような形でつくられているのが今までの榛東村の特別会計なんですけれども、これは運用の部分の中のあれなんで、上がったものはすべてだから基金に入ると。だから、したがって、金の貸し借りはございません。

だから、例えば会計課で国債を買います。それと同じことで、固定価格買い取り制度による発電収入をすべてそこから運用の中でそれを返していくというふうな形で解釈していただければ理解ができ

るんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） まず、国債と同じような証券が出るというんですけれども、それ発行を村ができるんですか、そういったものを。それと、債権というものは、ある人が別のある人にお金の支払いなどを特定の要求ができる権利で、債権者と債務者というのがいるんですけれども、この場合、誰が債権者で誰が債務者となるのか。

それとほかの自治体で、このやり方をやっているところがあるのかお聞きします。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） これは、やりとりは会計課長と村長によって行われます。会計課長は榛東村長で貸し借りという形をとります。

もう1点、東伊豆町で、このような発電のあれができておるそうであります。

なお、この条例をつくるに当たりましては、県はもとより、総務省のほうの承諾も経ております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 基金条例の文言を見ますと、管理は管理第5条のところに基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるでありますけれども、有価証券をいろいろ私も調べたんですが、国債とか社債とか、そういった部分が当てはまるわけですが、債権という言葉がどこにも見当たらなかったのも、やはりこれはちょっとこういうやり方自体を行うことがいいのか、正直私は疑問に思っているんですけれども、有価証券の中に入るといように考えているのか、そのあたりの説明をもう少しわかりやすくしていただきたいんですが。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 有価証券かどうかというふうなものもあるでしょうけれども、この場合は40円固定売電収入という20年間の契約という、国が保証したものであります。これから進めていく上においても、経済産業省の認可を受けなければこれは当然とれません。法律をつくったのも国です。売り先もある程度指定されるのは、国からの指定で我々は東電を売り先としておるわけなんですけれども、これより安全なものはほかにないというふうな解釈を持っております。

運用の中のという、我々はだからあくまでも今まである基金条例の中の運用の部分の適用していく

んだというふうなことで今申し上げているわけなんですけれども、この件については顧問弁護士の吉村さんとも相談し、なお県庁の指示を経て、こういうふうな形でいこうと。なおかつ総務省のほうの課題のほうもこういう形でいだろうというようなことで進めておるといふふうに理解しておりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

暫時休憩します。

午前10時22分休憩

午前10時30分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 2億円の1,000万円を20年かけて返済するという趣旨なんですけれども、もし不測の事態でこの1,000万円すら返済できない事態が生じた場合はどのようにしますか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 不測の事態というのも考えないわけではございませんけれども、今の計画の中で村もそうですけれども、県やほかの自治体もこれに一生懸命取り組んでいるところの中で、その経営状態、それから売電収入の見込みというのを想定して、悪いところまですればいいという話でございますけれども、なかなかそれをやっていると、前向きな姿勢はとれないというような状況の中で、私どもは最善を尽くして収入を得るんだというところに着眼し、この事業を進めていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 14番。

〔14番 岩田好雄君発言〕

○14番（岩田好雄君） 農業用水維持管理基金条例の7条の中に確実な繰り戻しの方法と期間及び利率を定めてというのがあるんですけれども、そうするともし不測の事態が生じた場合、20年と設定した場合は20年で戻し切れない場合ができるんじゃないですか。その場合はどのように対応しますか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 2つ今質問があったかと思います。1つは、想定外の事故が起きたときに毎年1,000万円が出せないんじゃないかというご質問でございますけれども、これについてはすべて保険を入れさせていただきますので、その対応はできるかというふうに思います。

それから、今話されました7条については、今回の事業については適用ができません。お話のように、第4条で、運用のほうで今回の事業は適用させていただいているというところでございます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

9番牧口君。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） 今大卒な回答もいただき理解もしたんですが、目的が一つなんですけれども、その都度、その都度、何か会議があるたびに回答というんですか、進み方が変わるような気がしますので、ひとつこのような大事業でやるんですから、立ち上がりから一貫性を持った今言った運用の問題だから基金を借りるんじゃないんだというように、もう立ち上がりのときにわかっていることなんで、最初からそのような説明をいただければきょうの質問もなかったんじゃないかなど。ですから、先ほど副議長も申されましたけれども、1,000万円ずつ返すんだ、そうしたらその後はどうするんだというような疑問を私も持っていました。今お聞きすれば運用ですから、1,000万円にこだわらず、それは元金のほうであって、純利益等はその基金に入れるんだと、これは非常にいい話であると思います。ですから、これからはこのような事業が始まるんで、ましてやこれをつくったときの先人は大変苦勞してこの基金を確保して、それをいい運用方法にしたいと、このような意味でつくったことだと思います。

また、20年という年は、その先をいったって、周りを見ても年齢的に20年後でまだばりばりというのは何人もいないようなこの状況でありまして、20年後に子供や孫に、あのときこういうんだったというような悔いのない事業としていただきたい。今副村長の話では、まずよほどの天災でもない限り、災害でもない限りは、利益は間違いなく上がりますと、このような話を伺っておりますので、それはそうなってもらいたいということをお願い申し上げるとともに、有効な活用でひとつ進めていただきたいかなど。そのためには、以後も会議等があると思いますけれども、ざっくばらんなところで腹を割った意見交換で進んでいただきたいと。うそ隠しのない進み方で進んでいただきたいと、そのように考えましたので、ひとつその点よろしくお願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 本当にありがとうございます。本当にこの事業は県でも初めてのことで、基金を運用して、そしてその利益を上げて、その運用益を上げるんだという事業は、県でも初めてだということで、私どもも去年の説明では、今、牧口さんが指摘されるように、普通の特別会計で出し入れできるかというような安易な考えだったところが謝らなければというふうに思います。それでいろいろ精査したら、先ほどから申し上げますように、運用についてはそういうやり方ではだめなんだということがわかったので、急遽ことしに入り、今回提案されたこういう条例にしてきたということでございます。

それから、もう1点は、20年後の孫子に対してのいろいろな言葉をいただきましたけれども、契約の中でしっかり後世に悔いのないような契約をさせていただきたい。しますので、その点はよろしく

ご理解をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 条例だから。ほかにございませんか。
9番。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） それから、先ほどまだ産業省の認可がおりていないということで、というのは今の予定では、いつごろそういう認可がおりる予定か、それだけちょっとお聞かせ下さい。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 状況下では、非常に難しいというお話は聞いております。しかしながら、我々は何せ前々から申し上げましたように、議員さん方にいろいろ議論していただく中で、進めさせていただくならば、何しろ42円の固定価格に飛び込みたいということで、ご可決いただければきょうからでも本当に真剣になって進めさせていただくということをお約束いたします。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

5番南さん。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） いろいろ質疑もありまして、その説明をいただいたんですけども、最初に総務課長のほうで国債のようなものという答弁ということで、債権引換収入の債権というか、国債のようなもの、実際地方自治法の第238条第1項第6号には、地方公共団体の公営財団としての有価証券について規定されているんですけども、そこには株式、社債、地方債及び国債、その他これらに準ずる権利のことをいい、そこにこれらに準ずる権利には投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券、外国登録債が含まれています。また、改正の法によって新設された地方自治法第238条の第3項では、信託の対象となる有価証券を普通財産のうち、国債、その他、政令で定める有価証券と規定しておりまして、自治例では国債、地方債及び同法第238条第1項第6号に規定する社債としているところで、どうしても今回の債権という部分が見当たらなかったんですね。また、インターネットのほうでも債権引換収入という言葉調べさせていただきましたが、1件もヒットせず、これは一般的に使用されている用語ではないなど、私はそのとき認識しました。

また、この方法が可能ということは、そもそも基金が何でもほかの事業に充てられる、ほかの事業に何でも使えるようになって、ほかの基金にも影響が出てしまうのではないかなど、私は懸念しています。

また、農業用水の維持管理基金と確かにメガソーラーというか、発電事業をしてもうけた分を返せば、基金がプラスになるという考えですけれども、そもそももうかる、もうからない関係なく、農業用水維持管理基金と発電事業の因果関係が正直わからない。そういった部分から考えても、これ目的外の使用であるのではないかと、私は個人的に思っています。

また、全協のときですか、村長が議員のOBの方にも承認しているというような話をお伺いしたんですけれども、私もある議員のOBの方とお話ししたときに、俺はそういう話は聞いていないし、承認した覚えもないといったようなお話も聞きまして、でも全員という部分ではなくて、その会に参加した、参加していないはあるかもしれないですけれども、そういったお話もお聞きしました。

20年後のことを考えてということですが、今の時間がない、説明も先ほどいろいろな議員からも出ましたけれども、全協の後、ここに至るまでの説明がやはり少なかったと思います。今の時点で、このようなやり方というか、方法。

〔「反対討論なら反対討論と言えよ」の声あり〕

○5番（南 千晴君） に対しては、それに賛成はできませんので、反対とさせていただきます。

〔「長過ぎるよ」の声あり〕

○議長（高橋 正君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第1号 榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 賛成10人、反対3人、賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時42分休憩

午前10時55分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第4 議案第2号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第10号）

○議長（高橋 正君） 日程第4、議案第2号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

松下事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成24年度榛東村一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入歳出とも緊急雇用創出基金事業市町村補助金に伴う増額をお願いするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

16款県支出金、補正額51万5,000円、計4億2,280万8,000円。2項県補助金、補正額51万5,000円、計2億1,181万2,000円。

歳入合計、補正前の額48億3,720万3,000円、補正額51万5,000円、計48億3,771万8,000円でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

2款総務費、補正額51万5,000円、計7億2,778万5,000円。1項総務管理費、補正額51万5,000円、計6億607万7,000円。

歳出合計、補正前の額48億3,720万3,000円、補正額51万5,000円、計48億3,771万8,000円でございます。

6ページから8ページは歳入歳出事項別明細書総括でございます。説明を省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書についてご説明させていただきます。

16款2項1目総務費県補助金、補正額51万5,000円は、緊急雇用創出基金事業市町村補助金で、県より追加募集がございまして、歳出の自然エネルギー推進事業の臨時職員賃金等に充当するものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書についてご説明させていただきます。

2款1項6目企画費、補正額51万5,000円は、自然エネルギー推進事業でございます。7節賃金45万円は嘱託職員賃金でございます。19節負担金補助金及び交付金6万5,000円は、嘱託職員の社会保

険料を計上させていただくものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第2号 平成24年度榛東村一般会計補正予算（第10号）について原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第5 議案第3号 平成24年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計予算

○議長（高橋 正君） 日程第5、議案第3号 平成24年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計予算についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

松下事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

立見総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） それでは、議案第3号の説明をさせていただきます。

議案書の14ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算の歳入ですが、款、項、金額の順に朗読させていただきます。

1款諸収入、予算額2億円。1項雑入、同額です。

歳入合計、予算額2億円でございます。

次に、議案書の15ページをごらんください。

歳出でございますが、1款建設費、予算額1億9,773万3,000円。1項建設費、同額です。

2款管理費、予算額196万7,000円。1項管理費、同額です。3項予備費、予算額30万円。1項予備費、同額です。

歳出合計2億円でございます。

議案書16ページからの歳入歳出予算事項別明細書総括につきましては、省略をさせていただきます。

議案書の20ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入となっております。

1款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度予算額2億円。1節雑入、同額の2億円です。これにつきましては農業用水維持管理基金債権引換収入でございます。

歳入の合計は、同じく同額の2億円となっております。

22ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳出ですが、1款建設費、1項建設費、1目建設費、本年度予算額1億9,773万3,000円。内訳ですが、9節旅費16万5,000円、11節需用費31万9,000円、13節委託料10万5,000円、15節工事請負費1億9,603万5,000円、19節負担金補助金及び交付金110万9,000円。

議案書の23ページをごらんください。

2款管理費、1項管理費、1目管理費、本年度予算額196万7,000円。内訳ですが、9節旅費2万8,000円、11節需用費16万3,000円、12節役務費1万5,000円、13節委託料26万3,000円。

議案書24ページへお願いします。

14節使用料及び賃借料50万7,000円、16節原材料20万円、18節備品購入費77万1,000円、19節負担金補助金及び交付金2万円。

次に3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額30万円、内訳ですが、29節予備費に30万円。

次に25ページをお願いします。

2表の繰越明許費でございますが、平成24年度も残すところ3カ月を切りましたので、3月末までにすべてを支払うことが困難と思われるので、繰り越せるようお願いするものでございます。

なお、平成25年度に実質繰越額は、平成24年度に支払われた残りの額となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

7番金井君。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） さきに三常任委員会でいろいろお話が出ておりまして、私、副委員長という

立場なんで遠慮していたんで、1件確認をさせていただきます。

12月28日に兼務ということで辞令を出したというんですが、その8名は誰で、その8名についてどのような作業、仕事をさせるのか、もう少し細かい説明をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君登壇〕

○総務課長（立見清彦君） 8名につきましては、基地・財政課2名と上下水道課1名、建設課2名、住民生活課1名、税務課1名、教育委員会事務局の生涯学習課1名の8名でございます。

これにつきましてはこの事業が短期なもので、それに関係する例えば基地・財政でありましたら予算関係とかそういうのを行ってもらうと、手伝ってもらうということでもあります。上下水道課につきましては、基金のものの管理所管課でございます。基金の関係、それから建設課につきましてもいろいろ建設関係で手伝ってもらうことがあるということもございます。細かくはそういうことで各専門的な所属するところをお願いするわけでございます。総務課としても今のままでいると、1人が自然対策室長ということで1人いますけれども、1人で行うにはちょっと無理があるということで、こういう形になりました。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 補足をさせていただきます。

先ほど全協でも申しあげましたように、全員8名を任命したから、8人が全部その仕事に携わるということでもございません。いろいろの事案の中で想定した中で8人を選んで、そしてその都度、事業の遂行を手伝っていただきたいという事案があったときに、初めてその部署をお願いするということでもございまして、本当に全員選んだから全員がやるのかというと、そうでもないので、総務のほうでできることについてはやはり室長というのがおりますので、それを中心に業務を進めさせてもらって、万が一手伝っていただかなきゃならない専門的なことがあったというときについて、お願いするということで8名を任命させていただきました。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） その8名が個人個人、今名前を言わないんですけれども、私は本会議でするので私は名前も言っていたかかったんですが、それはいいとしてもその課でできないのか。8名のこれほどの人数が本当に必要なのかということも出てきますし、また任命された個人については、非常に責任も感じるのではないかなというような感じもするんですけれども、その辺の個人に対する仕事が恐らく幾らかふえると思うんですけれども、そういうことというのは村長、よく個人には理解を得られているんですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） まず最初に、任命する前に、課長さん方にはこういう趣旨のもとに選び出してお願いすると。ですから、もし事案があつて、そこに要請があつた場合には、ぜひともご協力を願いたいということは、課長会議では了解を得ております。

それから、個人については先見事項でございますので、そんなに負担をかけない中での併任というお話をさせていただきまして、全員が任命式にはそういうお話をしましたら、異議もなかったようでございますので、了解したというふうに私は受けとめております。

〔「8名必要なんですか」の声あり〕

○村長（阿久澤成實君） その点については、先ほども申し上げましたように、全部を全部必要かという、私としてはそんなに全部があるかなというふうに思います。ただ、短期間でございますので、その中で専門職的な事案が出た場合には手助けをしていただきたいということで、幅広く任命をさせていただいたということでございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 金井佐則君発言〕

○7番（金井佐則君） それはそれといたしまして、せっかく総務課付で自然エネルギー推進対策室の室長もかなりの仕事ができるんだと思うんですけども、室長の仕事も専属でとにかくエネルギーのことをやっておるんで、かなり室長ができるのではないかなと思うんで、恐らく8名というのは村長ができる範囲内で頼みたいときに頼むんだというようなことですけども、やはり職員には徹底した責任といいますかあつて、私はという責任感の強い職員については、非常に重荷になるのではないかなと、こんなふうに考えるんで、あえて私が質問させていただいたんですけども、とにかくスムーズに事が運ぶように、これはこれからも村長以下課長には指導していかれたらと思います。

3問しかないんで、もう1点お聞きします。

1億9,603万5,000円の工事請負費ですけども、これはどこから誰がこの数字を出したのかお聞きします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この数字は全協でも申し上げましたように、皆さん方にご提示申し上げた数字というのは、やはり責任を持った数字を出さなきゃならないということで、建設やいろいろな中で計画の基本的な予算の計画をするのと違ひまして、売電事業でございますので、パネル1枚1枚ごと各社ごとに出力が違います。そんな中でやはり正確な数字というか、数字を出さなきゃ皆さん方にもご迷惑がかかるということでお話は申し上げたんですけども、数社にお願いしたところやはり1社だけが名乗りを上げてくれて、あとはみんなお断りをくったという経緯がございます。そんな中で、その1社について議会に提案するんだという内容の中で、計画を立てさせていただいたということで

ございます。それで、その中で実現するに当たっては、それが基本になりますので、その基本に近い
というか、基本になるものを出さなければということで出させた数字でございます。

〔「その1社はどこなんですか」の声あり〕

○村長（阿久澤成實君） ちょっと待ってください。全協で説明した会社なんです。ここで言うところ
ちょっと差し支えるんで。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前11時15分休憩

午前11時15分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 全協でもお話ししたとおり、シャープの会社のパネルを中心に皆さんに提
示したということでございます。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

5番南さん。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴でございます。

最初のほうの建設費の中で、普通旅費という形で、これは経済産業省のほうへ行く費用だということ
で、先ほどの委員会の中でも説明をいただきましたが、誰がこれを使うのかという部分とまた旅費
は人が使うものですので、今回特別会計のほうには人件費というものが載っていないんですが、その
部分をどうしてここからは見ないのか、説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 2つあると思います。1つは旅費ですけども、これは全協でも申し上げ
ましたように、許可を申請したり、それからいろいろな連絡ということで、主に経済産業省へ出向く
ということでの旅費でございます。

それから、給料の費用がないということは、全協でも申し上げましたように、対策室を中心にその
8名の人たちは併人ということで、8時間30分の中の仕事として捉えて、お手伝いを願うというこ
とですから、今回あえて人件費というものはとらないところでございます。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 人件費をとらないということですが、今回この特別会計の名前が自然エネル

ギー発電事業特別会計というんですが、これメガソーラー分とかそれこそ室長の自然エネルギー推進事業ですか、一般会計のほうで出ているもの、すべてをここに含む考えがないのかお聞きします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 自然エネルギーのこれは別です。一般会計のほうで載せてあります。これはあくまでも特会なので、この予算ということでもあります。

○議長（高橋 正君） 5番。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 室長はこのメガソーラー、ソフトバンクのほうもそうですし、その他ほかの自然エネルギーの推進に関しての事業を行っていて、それに専任しているということで、やはり専任しているものがあれば、そこから人件費がもし算出できるのであれば、それが一番一般会計で出すというよりは好ましいのかなと思いますし、それが人件費までみられない部分もある事業だということ、人件費を入れないのかなという考えもあります。ただ、繰越明許費の部分で今回ほとんどの額を、これだけ1億9,885万7,000円を繰越明許ということですが、来年度に繰越明許するのであれば、この部分、25年度の当初の予算で予算組みをすべきではないかなと思いますし、経済産業省のほうの許可だって申請するまでに3カ月かかるという説明を今までいただいておまして、その後、多分許可が出る話だと思いますので、その辺が許可が出ていないのにこのような予算組みをした理由をお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） 経済産業省にも許可が出る、その前に通わなければ、これはもう人間というのは動いていかなければ話にならないことなんで、何もしないで許可はおりません。その前の段階でこういうふうな形で出張させるというふうなことであります。

〔「ほかの事業も繰越明許が」の声あり〕

○副村長（萩原貞夫君） なぜここでお願いしたかというのは、想定されることで、白子さんとの話し合いの中で、分筆がもし出てきたときに一步も前に進めないというふうな形が一番大きな問題だと思います。もしそれを予算がなくてできませんというふうな形になるといって、一步も進めなくなります。そういうふうなものをそろえながら東電との交渉、すべてをだから一括してここで上げてもらって、工事の進みぐあいもできるだけ村長が申しているように、42円の買い取り制度にのっかるような形で全力を挙げていくというふうな形でこれを上げてもらったというふうなことであります。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑はございませんか。

4番松岡君。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） 先ほど三常任委員会の中で、委託料の説明の中にこの土地の地目は何かという質問を私がしましたけれども、曖昧な答えなので、それを明確に答えていただきたいと思います。

もう一つ、自然エネルギー室で、今室長で対応していますけれども、ほかの町村、全国のあれを見るとエネルギー課という課が設置してあります。25年度に課を設置するのか、室でいくのか、簡単でお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 1つ目の質問の地目でございますが、登記簿に載っている台帳地目は宅地でございます。現況地目、宅地でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 私が今考えている中では、3月の定例異動で改善したいと思っております。

○議長（高橋 正君） 4番。

〔4番 松岡 稔君発言〕

○4番（松岡 稔君） いろいろなところのあれを見ると、大分課で対応していると思います。村長さんも副村長さんもそういうのを見ていると思いますけれども、これだけのことをするのでは、室じゃなくて課の設置が私はいいかと思いますけれども、その辺のことの確認ですが。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 意見をありがとうございます。それらを含めて改善していきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

12番善養寺君。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） 善養寺です。

工事請負費の中に雨水対策が入っているか。パネルを敷きますと、今までは芝生の上だと思うんですけども、雨は相当吸ってくれます。パネルは相当水が集まりますので、雨水対策の費用は12月のときに1,000万円近く計上がありましたけれども、それも入っているのかいないのかお聞きします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 15節の工事請負費1億9,603万5,000円の内訳でございますが、太陽発電設

置事業費ということで1億8,600万円を見込んでおります。その5%の消費税を掛けますと1億9,530万円になります。そしてそこから1億6,003万5,000円を引きますと73万5,000円残るかなというふうに思います。それを雑工事ということで見ております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） 73万で雑工事はできるの。とても雨水工事はできないと思うんですね。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ちょっと足らなかったんですけども、雨水対策は一番初めの1億8,600万円の中に入っております。そのほかに雑工事ということで73万5,000円を計上させていただいています。

○議長（高橋 正君） 12番。

〔12番 善養寺 忠君発言〕

○12番（善養寺 忠君） 私たちも楽しみにしているんですけども、いつ売電が始まるんですか。一番早期に。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 議会が認めていただければ、先ほども申しましたように、終えてすぐからでも動かなきゃならないという覚悟で進めさせていただくわけですが、相手もあることです。というのは、3つクリアしなきゃならない点があります。1つは、白子さんとの契約を早くに結ぶ。もう一つは東電等の書類審査をそろえていかなきゃならない。それからもう一つは、その東電の審査が通りましたら、通産省へ提出するというのを、ここ本当に分刻みで仕事をさせていただいて、何とか42円の事業に滑り込んでいきたいと、こんな強い意思を持っております。

以上です。

〔「いつ」の声あり〕

○村長（阿久澤成實君） ちょっとそれはわかりません。

○議長（高橋 正君） 次、1番小山君。

〔1番 小山久利君発言〕

○1番（小山久利君） 15ページの歳出のところ、建設費、管理費、予備費を含めてちょうど2億円なんです、見積もり等の段階でこれが出ていると思うんですが、実際工事が終了した後、不足が生じた場合、どこから繰り入れるのか。また残金が発生した場合はどこに入れるのか、お考えございましたら教えてください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 予備費の30万円でございますか。

〔「全体の」の声あり〕

○総務課長（立見清彦君） 全体は一応この中でおさめるということでございます。

〔「おさまらない場合や余った場合は」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 小山議員も知っていると思うんですけども、事業を興すのに不測の事態は考えないわけではございませんけれども、足りないからというんで予算を膨らませるわけにいかないんです。最低の見積もりをして、そしてその中で努力をしてそれに合わせるんだと。それ以内におさめるんだという執行のほうでは努力をさせていただいているんです。ですから、足らなかったからどうだというんであれば、じゃもう少し膨らまそうかという予算どりになっちゃうんですよ。そうじゃなくて、やはり予算をとるのは最低限の見積もりで最高の利益、効果を上げるということが執行の役目でございます。そういうところをご理解していただきたいなと思います。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 余ったものにつきましては、当然これは基金の運用でございますので、余分に使わずにそれなりに処理させていただきます。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 小山久利君発言〕

○1番（小山久利君） あと22ページの上下水道加入負担金という項目がございます。これはまた現地に事務所をつくるための水道ですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 水道をそこに引き込む予定でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 副村長。

〔副村長 萩原貞夫君発言〕

○副村長（萩原貞夫君） ほこりがついたときだとか、そういうふうなときにやはり手入れをしていかないとだめかなというような形で、最初から村の水道を入れていきたいというふうに思っています。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 小山久利君発言〕

○1番（小山久利君） 24ページの建設費の中の19節の負担金補助金の中に太陽光発電協議会への負担金が2万円あるんですが、こういう団体はどこに所在しているわけですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 東京にごさしまして、市町村等が加入している団体でございます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 加えて説明させていただきます。

こういう大事業をするのに当たりましては、いろいろな事業の中で疑問点がこれから出てくるとい
う想定の中でこの組合に入って、そしていろいろなものを一緒に解決させていただくということで加
入したい、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

13番岸君。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 13番岸です。

やっぱり工事請負費なんですけれども、先ほど施工者ですか、シャープさんだと思うんですけれど
も、その辺でちょっと曖昧な声があったんですけれども、その工事契約というのは、どの辺まで進
んでいるか聞きたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 契約はまだ進んでおりません。議会の議決を受けなければ取りかかるとい
うことはできません。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 要するに工事請負費の1億8,000万円になると思うんですけれども、その
内訳というのは。この議会が終わった後でもいいんですけれども、公表してもらえるかどうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） まだ白子さんと契約に至っておりません。ここで数字を出すというと、白
子さんとのまた兼ね合いもありますので、ここではご勘弁願いたいと、ご理解してください。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 岸 昭勝君発言〕

○13番（岸 昭勝君） 要するにこの議会が終わった後、正式に契約なりシャープさんとも工事契

約ですか、決まった後でいいんですけれども、そういう内容を提示していただきたいと思っています。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 契約させてもらった後は、こういう契約でということで機会を見てご提示申し上げます。

○議長（高橋 正君） 議会承認。

ほかに質疑ございませんか。

9番牧口君。

〔9番 牧口又一君発言〕

○9番（牧口又一君） 1点は、今シャープさんが施工してくれると、こういうことなんです、土地の平らなところだから整備等はないんかとも思いますが、先ほどから出ている排水の事業ですか、このようなこともシャープさんが1社ですべてを請け負ってやってくれるものなのかというのが1つと。

もう一つは、まだはっきり決まっていなかったことだったんで、先ほどの繰越明許費ですか、これも多額になりますので、できれば事前、準備金というような形で例えば100万なら100万ぐらいとか用意の予算を組んだほうがよかったかなというような感じをしました。

それと、もう一つは、先ほどまだ先のことだからですけれども、20年後等の契約は白子さんとできているのかというようなことで、まだこれもできていません。それから借り受ける分筆等もまだ正確には契約していないと、こういう2つの回答をいただいたんですが、20日の日に白子のりさんが重役会議ですかなんか開くんで、それに間に合わせるために進むか進まないかを決定していただきたいというときに進む方向で決まったんですが、そういう点でまだそういう本契約じゃないんですけれども、はっきりしたこういう分筆やなんかの件も決まらないのかなというのが1つと。

もう1点は、これはちょっと私もわかりませんが、今270円でお借りすると。白子のりさんから固定資産税の額というのが、もしわかれば差額はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 私のほうから答えられるものだけは、答えていきたいと思います。順不同になっちゃいますけれども、ご容赦ください。

20年後はどうなるかということで、さっきも申し上げましたように、契約の中でそれはちゃんとしっかり担保したいと、こんなふうに思います。

それからもう1点は、建設に当たって仮にシャープさんが請け負ったというときに、その中ではいろいろな事業を全部シャープさんがやられるかといえば、やはりその会社に全部お任せするという中で、私どもは地元でできるものについては地元の業者を使うんですよということは、これはお話しし

たいというふうに思っております。

あと、税金のほうは。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 立見清彦君発言〕

○総務課長（立見清彦君） 課税なんですけれども、平米当たり平成24年度で126円です。

〔「2億の債務は決まっているものじゃないんだから、準備金みたいな形で組まないなら組まないでよかったんじゃないか」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 行政としては、そういうまえた準備金というか、そういうものは計上しづらいというところがございます。できないとは言いませんけれども、事業をする上では余り好ましくないということがございます。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

5番南さん。

〔5番 南 千晴君発言〕

○5番（南 千晴君） 5番南千晴でございます。反対討論を行います。

先ほどの会計のほうの条例の部分に関しましていろいろと理由を述べさせていただきましたが、やはりこの債権引換収入という方法が、基金条例の第4条の基金の安全かつ効率的な運用という部分に今の時点で疑問があります。100%の元本保証の国債だったりそういったものであれば問題はないのかもしれませんが、私の中でこの部分は判断しかねる部分であります。

また、もともとの基金の目的という部分を考えても、この事業は基金の目的に沿っていないと、私は考えますので、自然エネルギー発電事業特別会計予算に反対いたします。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

3番小野関君。

〔3番 小野関武利君発言〕

○3番（小野関武利君） 賛成討論を行います。

先ほど条例の部分が可決されました。いってみれば、その中身でありますから、条例だけ通って、中身が整わないということは、事業が進まないということでもありますので、事業推進のためにもこのことに関して賛成をいたします。

○議長（高橋 正君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第3号 平成24年度榛東村自然エネルギー発電事業特別会計予算について原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 賛成10人、反対3人、賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎閉 会

○議長（高橋 正君） 以上で本日付議された案件はすべて終了いたしました。

会議を閉じたいと思います。

平成25年第1回榛東村議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 高 橋 正

榛東村議会議員 松 岡 好 雄

榛東村議会議員 星 野 孝 佑